

# Pマークニュース

< 2024年盛夏号 > Vol. 48

株式会社トムソンネット Pマークコンサルティンググループ



## 目次と記事概要

### 1. 団体訴訟制度・課徴金の改定など(個人情報保護法改訂 中間整理) . . . . . P2

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という）は、平成 15 年（2003 年）に制定された後、平成 27 年（2015 年）、令和 2 年（2020 年）、令和 3 年（2021 年）と、改正が行われました。令和 7 年(2025 年)改訂施行においても、所謂 3 年毎見直しがおこなわれ、その中間整理が公表されました。中間整理はパブリック・コメントに付し、パブリック・コメント終了後も、ステークホルダーと継続的な議論を行っていくとしています。そこで今回は、団体による差止請求制度や被害回復制度、課徴金を中心に概観します。

### 2. 事例に学ぶ：・生成 AI と個人情報保護について . . . . . P4

生成 AI と聞くとすぐに画像処理やマーケティング、情報セキュリティ（特に情報窃取）のことが頭に浮かぶことと思いますが、この稿では個人情報保護法や JIS 規格との関わりについて考察してみます。

テーマとしては、『AI 事業者ガイドライン』における個人情報の位置づけ、／生成 AI と個人情報保護法と JIS 規格、／生成 AI で個人情報を取り扱うシーンについて採り上げました。

みなさまの「AI」と「個人情報保護」の関係についての理解が深まれば、幸いです。

### 3. 2023 年度個人情報の取扱いにおける事故報告集計結果 . . . . . P6

個人情報の漏えい事故等に関する集計を行って、統計を公表している機関が減ったため、状況把握に苦労しておりますが、今回、本誌で利用した資料は、P マーク制度の元締めともいえる JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）と指定機関に報告のあった事故報告に基づくものです。集計範囲が限られていますので、実際に国内で発生している個人情報の漏えい事故は、恐らく少なくとも今回掲げた事故件数の 10 倍以上には達していると思われます。

### 4. お知らせ（トピックス） . . . . . P8

以上

## 1. 団体訴訟制度・課徴金の改定など(個人情報保護法改訂 中間整理)

—企業団体は反発「個人データの利活用より保護を重視」と—

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という）は、平成15年(2003年)に制定された後、平成27年(2015年) 令和2年(2020年) 令和3年(2021年)と、改正が行われました。

令和7年(2025年)改訂施行においても、所謂3年毎見直しがおこなわれ、その中間整理が公表されました。中間整理はパブリック・コメントに付し、パブリック・コメント終了後も、ステークホルダーと継続的な議論を行っていくとされています。

特に、**個人の権利救済手段の在り方(団体による差止請求制度や被害回復制度)、課徴金**については、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要と考えられることから、ステークホルダーと議論するための場を設けつつ、令和6年(2024年)末までを目途に議論を深めていくとしています。

そこで今回は、団体による差止請求制度や被害回復制度、課徴金を中心に概観します。

**中間整理の概要** 4分野にわたり整理しており、以下の通りです。

### (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

- ① 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方
  - ・ 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）
  - ・ 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化
- ② 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）
- ③ こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- ④ 個人の権利救済手段の在り方

### (2) 実効性のある監視・監督の在り方

- ① 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方
- ② 刑事罰の在り方
- ③ 漏えい等報告・本人通知の在り方

### (3) データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

- ① 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
- ② 民間における自主的な取組の促進

### (4) 更に引き続き検討する項目

- ① プロファイリング（本人に関する行動・関心等の情報を分析する 処理）
- ② 個人情報等に関する概念の整理
- ③ プライバシー強化技術「PETs」(Privacy Enhancing Technologies) の位置づけの整理
- ④ 金融機関の海外送金時における送金者への情報提供義務の在り方
- ⑤ ゲノムデータに関する規律の在り方
- ⑥ 委員会から行政機関等への各種事例等の情報提供の充実

反対の強い「適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組み」  
「個人の権利救済手段」として、現行法には、適格消費者団体の差止請求についての規定は設けられていない。また、差止請求を行うのに必要な適格性を有する団体を認定する制度も設けられていない。という現状を踏まえて「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、**適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組み**は有効な選択肢となり得る。」として、

「・差止請求制度については、法に違反する不当な行為を対象行為とすることを検討すべきである。

差止請求の実効的な運用のためには、下記の課題が指摘されている一方で、差止請求は個人の権利利益保護の手段を多様化する、委員会の監視・監督機能を補完し得るとの指摘もあることから、継続して検討する必要がある。

- ・専門性の確保・端緒情報等の共有・立証等における考慮・報告、監督窓口の一本化
- ・資金を含む団体への援助
- ・被害回復制度については、差止請求制度の課題に加え、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となる（過去の裁判例等を踏まえると、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。）こと、立証上の問題があることが課題と考えられることから、更に慎重な検討が必要である。」としています。

一方「個人情報保護法は保護と利活用のバランスをとる旨を定めるが、実際には見直しの度に規制強化に傾いている」として、経団連、新経済連盟、日本IT団体連盟など8つの事業者団体が意見書をまとめ、2制度に反対している。自民党のデジタル社会推進本部も5月に「制度の運用には事業者から寄せられる信頼が必要」と牽制し、更に「政策立案と執行の両方を担う個人情報保護委員会から政策立案機能を分離する」ことにも言及した。（日経 2024.7.15 朝刊記事から抜粋）

個人情報保護委員会は、論点をすりあわせるため、新たな会議体を設置する。経済団体や消費者団体などの利害関係者と有識者が一堂に会して議論するという。ネットワーク社会での高度なサービスの提供が、人々に「安全で安心な」を担保する制度のもとで展開されてほしいものである。新たな会議体は公開されるという。議論を尽くし適切なルールとなることを期待したい。

### 注目される「課徴金制度」の改定

「課徴金制度」の改定も、諸外国における規律では、多額の制裁金を課している執行事例が確認され、令和2年改正法の検討時の参議院の内閣委員会における附帯決議で「課徴金制度」の改定がとりあげられていることから、議論されています。

中間整理では「課徴金制度については、関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されていることに加え、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性を含めて検討する必要がある。」

次回以降、生体データ、オプトアウト、こどもの個人情報、漏えい等報告・本人通知の在り方、本人同意を要しないデータ利活用等の在り方(AI の取扱い)等についての中間整理を採り上げます。

## 2. 事例に学ぶ：生成 AI と個人情報保護について

事例シリーズの第 24 弾です。今回は“生成 AI”をテーマに挙げてみました。生成 AI と聞くとすぐに画像処理やマーケティング、情報セキュリティ(特に情報窃取)のことが頭に浮かぶことと思いますが、この稿では個人情報保護法(以下「保護法」)や JIS 規格との関わりについて考察してみます。

2024 年 4 月に総務省と経済産業省の合作で『AI 事業者ガイドライン(第 1.0 版)』が公表されました。現時点では国内における“AI 利活用の標準規範”と言えます。

2023 年 5 月に「G7 広島サミット」が開催され、生成 AI に関する国際的なルールの検討を行うため、「広島 AI プロセス」が立ち上がりました。その後政府は同年 12 月に「G7 デジタル・技術大臣会合」を開催し、成果として、「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」及び「広島 AI プロセス推進作業計画」を取りまとめましたが、本ガイドラインは「広島 AI プロセス」への貢献を意図すると共に、同プロセスを含む国際的な議論を踏まえながら検討したものと、としています。

## (1) 『AI 事業者ガイドライン』における個人情報の位置づけ

「AI 事業者ガイドライン(第 1.0 版)」は全 35 ページで大きなボリュームとはいえませんが、「第 1 部 AI とは」から始まり「第 2 部 AI により目指すべき社会及び各主体が取り組む事項」、「第 3 部 AI 開発者に関する事項」、「第 4 部 AI 提供者に関する事項」と続き、「第 5 部 AI 利用者に関する事項」で終わる構成になっています。

第 2 部の「基本理念」の①項に「人間の尊厳が尊重される社会に」が掲げられ、「原則」の冒頭“各主体(事業者、個人)が取り組む事項”の中に“個人情報の不適正な利用等の防止を始めとするプライバシー保護を行うことが重要である”と強調されています。

同じく第 2 部の「共通の指針」でも“憲法が保障する又は国際的に認められた人権を侵すことがないように”と念押しもあり、個人情報の保護に大変気を遣っていることが窺えます。「第 5 部 AI 利用者に関する事項」の中では、一般企業への注意喚起として

- －入力データ又はプロンプトに含まれるバイアスへの配慮
  - －個人情報の不適切入力及びプライバシー侵害への対策
- 等について留意事項が述べられています。




## (2) 生成 AI と保護法、JIS 規格

「AI 事業者ガイドライン」は言わずもがな法律ではないため違反しても罰則はありません\*。一方、保護法は罰金制度等しっかりと罰則が規定されています。生成 AI に情報を提供する局面、生成 AI から情報を受領する局面で、当該の情報の中に個人を特定できる情報が含まれているのであれば保護法の適用対象になります。

\*EU では罰則が定められており、国内では 2024 年 8 月法制化の検討の緒に就いた所です。

JIS 規格(Q15001)は、保護法に PDCA サイクルを念頭に置いた遵守事項を上乘せしてマネジメントシステムに仕立て上げた位置付けにあり、保護法にはない要求事項が挙げられています。

重篤な違反や事故を起こした場合に「」マークの付与が停止され、社会的な信用の失墜になります。プライバシーマーク事業者は、生成 AI を利用して個人情報を取得し利用にする際、JIS 規格及び「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指」(以下「構築・運用指針」)の求めに抵触しないようにしないといけません。

### (3) 生成 AI で個人情報を取り扱うシーン

技術情報や(マクロな)マーケティング情報等ではなく、“個人情報”について生成 AI を利活用するシーンを考えてみると、

- ①生成 AI に既知な個人情報を入力して追加情報を入手する
- ②属性を生成 AI に入力して該当する(候補の)個人情報を入手する

の 2 方向がありそうです。

①については、信用スコアの算出、不正送金詐欺の検知、購買性向の把握、採用選考時のスクリーニングやフィルタリング等々が想定できます。

ここで重要な点は、生成 AI への個人情報の入力が**委託か第三者提供か**を判別し適切な措置を実施することと、入手した**追加情報の正確性**です。それらが担保できない限りは保護法の第二十条(適正な取得)や第二十二条(データ内容の正確性の確保等)、第二十七条(第三者提供の制限)に抵触する可能性があります。「ChatGPT」では情報源付きの回答もありますから、正確性の更なる調査の参考になりますが、回答の中に“結論”や“総括”(正に生成情報)が含まれている場合それを鵜呑みにするのは危険です。**バイアスがかかった情報の危険**もあります。

②については、入手するだけでなくその情報から本人に何らかのアクションを取る場面が想定されます。その場合、JIS 規格の管理策 A.8 項(本人に連絡又は接触する場合の措置)及び「構築・運用指針」の J.8.7 項(同)にある“**取得方法の通知**”が必須になります。その際“**生成 AI に教えてもらった**”と説明する訳にはいかないでしょう。ここは入手した情報を様々な方法で検証し、本人に説明できるような根拠を持つ必要が出てきます。人材の探索に用いた場合には画一的な人材ばかりになる危険も考慮に入れるべきです。

### (4) まとめ

2024 年 07.09 号の日経ビジネスに『履歴書の「経歴詐称」どう見抜く』の記事がありました。ある機関の採用調査に、採用選考全体で 30%で問題がありその中でもトップの 35%が“経歴詐称”であった旨が紹介されています。会社としては多大な労力を費やして人材を募集した上で、採用担当者には取得した情報の信憑性・真正性を確認する義務が生じています。生成 AI は救世主に思えるかもしれませんが。

しかしながら、“人間の尊厳”を損ねる生成 AI の利用は御法度です。近々「AI 法制」が制定される見込みですが、生成 AI の利活用について今からでも保護法や JIS 規格を再確認され、利用シーンを踏まえて社内ルールを検討する時期が到来したように思います。

### 3. 2023 年度個人情報の取扱いにける事故報告集計結果

#### (1) 事故報告件数

2023 年度は 1,952 社の P マーク付与事業者から 9,208 件の事故報告がありました。

年度	報告事業者数 (社)	事故報告件数	備考
2022 年度	1,460 社	7,009 件	内速報 3,005 件
2023 年度	1,952 社	9,208 件	

#### (2) 速報の事故報告件数と内訳

速報理由	件数
要配慮個人情報	1,3743 件
不正の目的	698 件
財産的被害	641 件
1,000 人超	292 件
合計	1,878 件

#### (3) 事象分類別の事故報告件数

事象分類別には、「誤配達・誤交付」が 2,703 件 (36.2%)、続いて「誤送信」2,138 件 (28.7%)、「紛失・滅失・き損」760 件 (10.2%) でした。

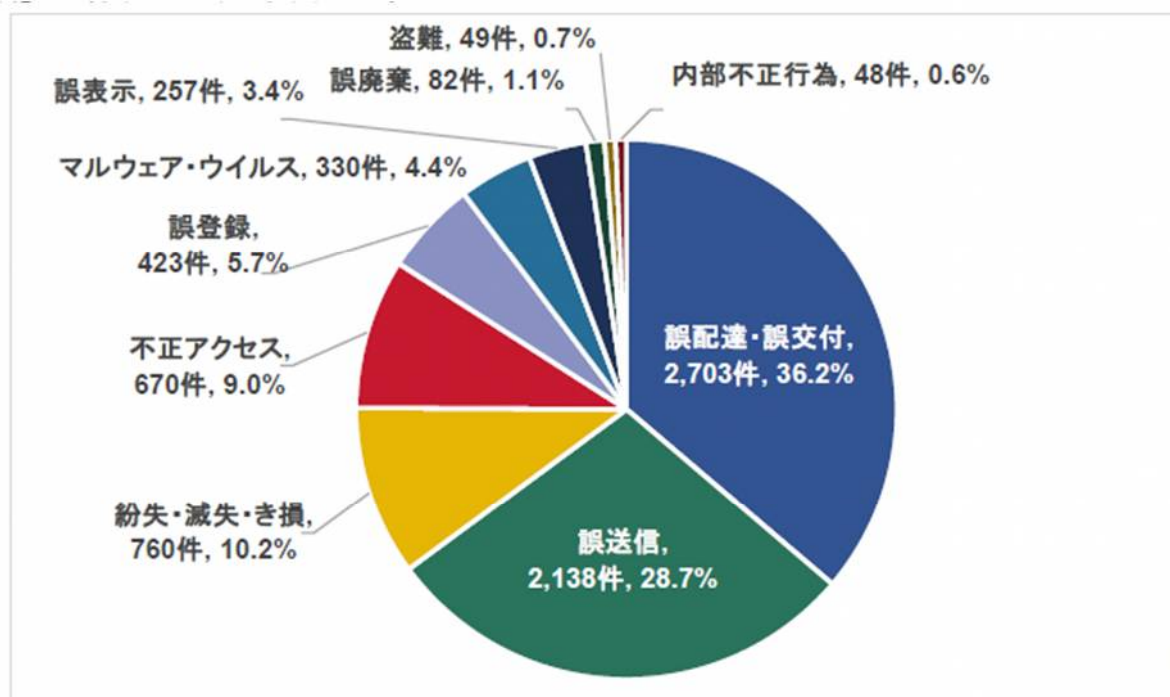


図3: 事象分類別の事故報告件数(n=7,460件)

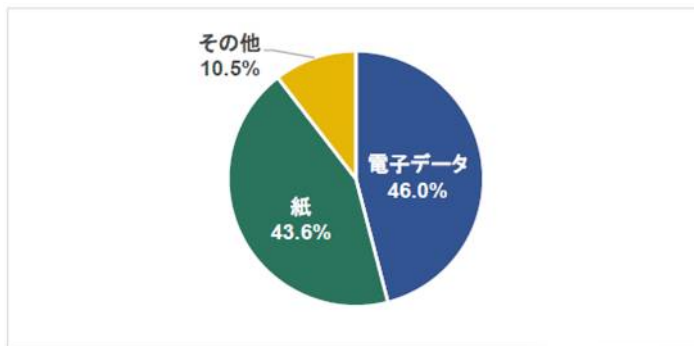
#### (4) 原因別集計

原因別には、担当者の「作業・操作ミス」が3,824件、続いて「認識不足」2,844件、「手順・ルール違反作業、操作」2,832件と担当者が適切な作業を実施しなかったことによる事故等が多くありました。



#### (5) 媒体別の事故報告割合

媒体別では、電子データが46%、「紙媒体」が43.6%となっています。



#### 4. お知らせ（トピックス）

(1) 「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」の改定の運用が10月から実施されます。

日本産業規格は、「JIS Q 15001 : 2017（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」を2023年9月20日に、「JIS Q 15001 : 2023（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」として改正しました。

この改正に伴った運用が適用開始が2024年10月1日～から予定されています。  
発表されている（今後）スケジュールは以下の通りです。

2024年2月～3月：事業者向けガイドブック発行

2024年2月～3月：事業者向け指針解説ウェビナー・動画配信

2024年7月～8月：申請様式の公表

2024年10月1日：構築・運用指針（改定版）に基づいた申請の受付開始

「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針【JIS Q 15001 : 2023 準拠 ver1.0】」（以下、「構築・運用指針（改定版）」という。）に基づいた申請受付は、2024年10月1日より開始します。

2024年10月1日以降は、「構築・運用指針（改定版）」に対応した申請を行ってください。

以上

**Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！**

連絡先 株式会社トムソンネット (<https://www.tmsn.net/>)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ13階

電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)

本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)